

諏訪湖流域下水道豊田終末処理場
消化ガス発電事業

公募型プロポーザル実施要領

令和2年11月

長野県諏訪湖流域下水道事務所

目 次

1	本書の位置づけ	1
2	事業概要	1
3	担当部署	2
4	スケジュール	3
5	応募資格要件	3
6	応募資格確認申請手続	4
7	現地確認	5
8	企画提案手続	6
9	応募の辞退	8
10	失格要件	8
11	優先交渉権者の選定方法	8
12	選定結果の通知	8
13	優先交渉権者選定後の手続	9
14	順位の繰り上げ	9

別添 企画提案評価基準

諏訪湖流域下水道豊田終末処理場消化ガス発電事業 公募型プロポーザル実施要領

1 本書の位置づけ

本要領は、長野県諏訪湖流域下水道事務所（以下「県」という。）が諏訪湖流域下水道豊田終末処理場消化ガス発電事業（以下「本事業」という。）を実施するに当たり、本事業への応募者を対象に公表するものである。

消化ガス発電事業者（以下「事業者」という。）の選定において、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）を適用する。

なお、次の文書は、本要領と一体のものである。（本書を含めて、以下「実施要領等」という。）提出書類の作成に当たっては、実施要領等を精読の上、遺漏のないよう努めること。

- (1) 諏訪湖流域下水道豊田終末処理場消化ガス発電事業 条件規定書
- (2) 諏訪湖流域下水道豊田終末処理場消化ガス発電事業 公募型プロポーザル様式集

2 事業概要

(1) 事業名

諏訪湖流域下水道豊田終末処理場消化ガス発電事業

(2) 事業実施場所

諏訪湖流域下水道豊田終末処理場（以下「豊田終末処理場」という。）

所在地：諏訪市大字豊田字湖畔1866－1

(3) 事業内容

県は豊田終末処理場で発生する消化ガスを事業者に売却し、事業者は県から貸し付けられた事業用地に整備した発電施設を用いて、再生可能エネルギーの固定価格買取制度（以下「FIT制度」という。）により売電事業を行う。

(4) 事業者の業務範囲

事業者の業務範囲は、次のとおりとする。

ア 開始手続

事業者がFIT制度による売電を行うために必要となる事業計画認定、電気事業者との接続協議、特定契約、法規制上の事務手続等、事業実施に必要な一切の開始手続を行い、事業開始までに完了するものとする。手続に係る費用は、すべて事業者の負担とする。

イ 発電施設等の設計・建設及び維持管理・運営

事業者は、実施要領等を満たす発電施設等の設計・建設を行い、当該施設の維持管理・運営を行う。

ウ 消化ガスの買取り及び豊田終末処理場への温水供給

事業者は、維持管理・運営期間を通じて、県から消化ガスを買取りるとともに、発電施設からの排熱を温水として県に供給する。

エ 本事業終了後の発電施設等の撤去

事業者は、本事業終了後、自らの責任と費用負担において、発電施設等の撤去を行う。

(5) 事業期間

事業者は、基本協定の締結後、電気事業者との特定契約、FIT制度による事業計画認定等の手続を完了し、調達価格を確定した上で、消化ガス供給契約（以下「事業契約」という。）を締結する。事業者は、令和5年4月1日までに本事業の運営を開始するものとし、維持管理・運営期間は20年間とする。なお、事業者は、本事業に係る開始手続を事前に行うこと等により、本事業の運営開始時期を早めることができるものとする。

(6) 事業用地の貸付

県は条件規定書2.6に定めるとおり事業者へ事業用地を有償で貸し付ける。なお、土地の貸付に当たっては、事業用定期借地権設定のための覚書を締結した後に公正証書により契約を締結する。

(7) 事業者の収入

事業者は、自らの提案によって整備した発電施設を用いて発電を行い、その発電電力の売却代金を収入とする。

(8) 消化ガス売却単価

消化ガス売却単価は15円/Nm³（取引に係る消費税及び地方消費税を含まない）を下限とし、事業者からの提案額とする。（Nm³とは、0℃ 1気圧での体積を示す単位）

3 担当部署

本事業の担当は、次のとおりとする。

〒392-0016

諏訪市大字豊田字湖畔1866-1

長野県諏訪湖流域下水道事務所 管理課

電話番号 : 0266(58)2955

FAX番号 : 0266(58)2958

電子メール : suwakoryuiki-kanri@pref.nagano.lg.jp

提出書類の受理等、本事業に関する事務は、事務所開庁日の午前9時から午後5時までの間に行う。（正午から午後1時までの休憩時間を除く。）

4 スケジュール

スケジュールは次のとおりとする。なお、日程は、都合により変更する場合がある。

No	内 容	日 程
1	応募募集の公告	令和2年11月2日（月）
2	実施要領、条件規定書等交付期間	令和2年11月2日（月） ～令和2年11月18日（水）
3	応募資格確認申請に関する質問受付期間	令和2年11月2日（月） ～令和2年11月12日（木）
4	応募資格確認申請に関する質問回答期限	令和2年11月16日（月）
5	応募資格確認申請書等の提出期間	令和2年11月2日（月） ～令和2年11月18日（水）
6	応募資格確認結果の通知	令和2年11月20日（金）
7	現地確認期間	令和2年11月24日（火） ～令和2年11月27日（金）
8	企画提案に関する質問受付期間	令和2年11月2日（月） ～令和2年12月10日（木）
9	企画提案に関する質問回答期限	令和2年12月14日（月）
10	企画提案書の提出期間	令和2年11月26日（木） ～令和2年12月17日（木）
11	諏訪湖流域下水道豊田終末処理場消化ガス発電事業企画提案 評価会議（以下「評価会議」という。）による優先交渉権者 の選定（プレゼンテーション）	令和3年1月上旬予定
12	審査結果の通知	令和3年1月下旬予定
13	基本協定の締結	令和3年2月頃
14	事業契約の締結	令和3年度内

※ 書類等の提出及び連絡方法は、各項目所定の方法で行うこと。

5 応募資格要件

応募を希望する者は、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。なお、公告の日から基本協定締結までの間、当該要件を満たしていなければならないものとする。

- ア 地方自治法施行令第167条の4第1項及び財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- イ 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- ウ 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け

22建政技第337号)に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。

エ 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

オ 法人にあつては県税、消費税及び地方消費税、個人にあつては県税、消費税、地方消費税及び個人住民税(個人の市町村民税・県民税)を完納していること。

カ 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。

キ 単体又は複数の企業で構成される共同企業体であること。

6 応募資格確認申請手続

(1) 実施要領等の入手方法

実施要領等は、長野県諏訪湖流域下水道事務所ホームページ(以下「ホームページ」という。) <https://www.pref.nagano.lg.jp/suwakoryuiki/>からダウンロードし、入手すること。

(2) 応募資格確認申請に関する質問及び回答

応募資格確認申請に関する質問及び回答は、次のとおりとする。

ア 質問方法

公募型プロポーザルに関する質問書(様式1)に内容を簡潔に記載し、電子メールにより件名を「応募資格確認申請(消化ガス発電事業)に関する質問」と明記の上、提出すること。なお、電話、口頭等による質問は一切受け付けない。

イ 質問受付期間

令和2年11月2日(月)から令和2年11月12日(木)まで

ウ 質問に対する回答

受付した質問に対する回答は、質問者を匿名化してホームページで公表する。

エ 質問回答期限

令和2年11月16日(月)

(3) 応募資格確認申請書等の提出

応募者は、次により応募資格確認申請書等を各1部提出すること。

ア 提出書類

	提出書類	様式	単体企業	共同企業体の場合	
				代表企業	その他
1	応募資格確認申請書	様式2	要		
2	応募資格確認申請書(共同企業体用)	様式3		要	
3	応募資格要件総括表	様式4	要	要	要
4	会社概要書	様式5	要	要	要
5	共同企業体結成届	様式6		要	
6	共同企業体協定書の写し	様式7		要	
7	委任状(各構成員用)	様式8			要

8	使用印鑑届	様式9		要	
9	国税及び地方税に係る納税証明書(写し可。発行日から3か月以内のもの) ^{※1}		要	要	要
10	社会保険に加入していることが確認できる書類 ^{※1・2}		要	要	要

※1 長野県の競争入札参加資格を取得している者は、競争入札参加資格登録通知書(写し)の提出で代えることができる。

※2 社会保険に加入していることが確認できる書類は次のとおり。

[加入義務有]

労働保険：申請日直前の労働保険概算・確定保険料申告書の控え及びこれにより申告した保険料の納入に係る領収済み通知書の写し

厚生年金保険、健康保険：申請日直前の保険料の納入に係る領収証書又は納入証明書の写し等

[加入義務無]

貸金台帳、労働者名簿、源泉所得税領収書等のうち、いずれかの写し

イ 提出方法

持参又は郵送等による。ただし、郵送等による場合は、下記エの期間内に必着のこと。

ウ 提出先

「3 担当部署」まで

エ 提出期間

令和2年11月2日(月)から令和2年11月18日(水)まで

(4) 応募資格確認結果の通知

応募資格確認申請を行った者(以下「参加申込者」という。)に対し、応募資格審査の結果を令和2年11月20日(金)までに電子メール及び郵送にて通知する。なお、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、その理由を付して通知する。

応募資格要件に該当しなかった者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日を除く。)以内に、書面(様式自由)により諏訪湖流域下水道事務所長に対して非該当理由について説明を求めることができる。

7 現地確認

現地確認を、次のとおり実施する。

(1) 現地確認参加申込書の提出

ア 提出書類

参加申込者で、現地確認を希望する者は、現地確認参加申込書(様式11)に必要事項を明記の上、次により1部提出すること。

イ 提出方法

持参又は電子メールとする。

ウ 提出先

「3 担当部署」まで

エ 提出期限

令和2年11月20日（金）

(2) 現地確認の実施

ア 日程の通知

県は、現地確認参加申込書を受理後、現地確認の日時を参加申込者のうち応募資格要件該当者のみに、令和2年11月20日（金）までに電子メールにて通知する。

イ 実施日時等

現地確認は令和2年11月24日（火）から令和2年11月27日（金）までの半日（午前9時から正午12時まで又は午後1時30分から午後4時30分までのいずれか）とし、県の立会いの下で行う。なお、現地確認に参加できるのは、参加申込者1者につき5名までとする。

8 企画提案手続

(1) 企画提案に関する質問及び回答

企画提案に関する質問及び回答は、次のとおりとする。

ア 質問方法

(ア) 公募型プロポーザルに関する質問書（様式1）に内容を簡潔に記載し、電子メールにより件名を「企画提案（消化ガス発電事業）に関する質問」と明記の上提出すること。なお、電話、口頭等による質問は一切受け付けない。

(イ) 共同企業体の場合は、代表企業からのみ質問を受け付ける。

(ウ) 質問の内容は、企画提案に関するもののみとし、評価基準に関する質問は一切受け付けない。

(エ) 質問の内容に不明点がある場合は、質問者に対し、県から電話等にて確認を行う。

イ 質問受付期間

令和2年11月2日（月）から令和2年12月10日（木）まで

ウ 質問に対する回答

受付した質問の内容及び質問に対する回答は、質問者を匿名化して、ホームページで公表する。

エ 質問回答期限

令和2年12月14日（月）

(2) 企画提案書の提出

参加申込者は、次のとおり企画提案書を提出するものとする。なお、参加申込者につき一つの提案とする。

ア 提出書類

企画提案書（正本1部、副本10部、PDFファイルとして保存した電子記録媒体（CD-R又はDVD-Rのみ）1部）

イ 提出方法

持参又は郵送等による。ただし、郵送等による場合は、下記エの期間内に必着すること。

ウ 提出先

「3 担当部署」まで

エ 提出期間

令和2年11月26日（木）から令和2年12月17日（木）まで

(3) 企画提案書の内容

企画提案書の内容については、次のとおり作成すること。

No	企画提案事項	様式	枚数（添付資料除く）	添付資料
	表紙 企画提案書（正本） " 企画提案書（副本）	様式12 及び13	1 枚	
1	事業者（代表企業）の経営状況について	様式14	1 枚	貸借対照表 直近5年間の損益計算書
2	類似事業の実績について	様式15	3 枚程度まで	内容が確認できる資料
3	事業計画（全般）について	様式16	3 枚程度まで	
4	事業計画（施設計画）について(1)	様式17	3 枚程度まで	添付資料－1 全体配置図（任意様式） 添付資料－2 機械設備配置図、電気設備配置図（任意様式） 添付資料－3 機械フローシート、計装フローシート（任意様式） 添付資料－4 単線結線図（任意様式） 添付資料－5 システム構成図（任意様式）
5	事業計画（施設計画）について(2)	様式18	3 枚程度まで	
6	事業計画（資金計画、収支計画）について	様式19	1 枚	様式19付表
7	実施体制・役割分担表	様式20	1 枚	
8	維持管理について	様式21	3 枚程度まで	
9	施設の安全性、環境対策、緊急時の対応等について	様式22	3 枚程度まで	
10	地域貢献について	様式23	2 枚程度まで	
11	発電計画及び価格について	様式24	1 枚	消化ガスの買取予定量（月別、年間） 売電量（月別、年間）

(4) 企画提案書作成上の留意事項

ア 企画提案書の表紙は、企画提案書（正本）（様式12）及び企画提案書（副本）（様式13）とすること。

イ 企画提案書の作成に当たっては、日本語を使用し、日本産業規格A4判縦置き横書き左綴りとする。ただし、図表等を使用する場合はA3判折込綴りも可とし、A4判の大きさ

に織り込んで左綴じで製本すること。書式は基本的には任意とするが、文字の大きさは注釈等を除き11ポイント以上とすること。

ウ 企画提案書のページ番号は、表紙を除き通し番号とし、各ページの下部に印字すること。

エ 参加申込者名は企画提案書（正本）のみに記入し、企画提案書（副本）には、参加申込者を特定又は推測できる会社名、住所、ロゴマーク等を記載してはならない。

オ 提出書類に含まれる著作物の著作権は応募者に帰属する。ただし、県が本事業の公表等に関し、必要と判断した場合は無償で使用できる。

カ 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、施工方法、維持管理・運営方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った参加申込者が負う。

キ 企画提案書の追加・再提出はできない。

ク 企画提案書は返却しない。

9 応募の辞退

公募型プロポーザル応募資格確認申請書の提出以降に応募を辞退する場合、参加申込者は企画提案書の提出期限(令和2年12月17日(木))までにプロポーザル応募辞退届(様式27)を3の担当部署へ提出すること。

10 失格要件

参加申込者が次に掲げる事由のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 基本協定締結前に入札参加資格停止となった場合
- (2) 提案期間を過ぎて企画提案書類が提出された場合
- (3) 企画提案書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 選定の公平性に影響を与える行為があった場合
- (5) 本実施要領に違反すると認められる場合

11 優先交渉権者の選定方法

- (1) 企画提案書の選定にあたっては、評価会議を開催し、提出書類及びプレゼンテーションにより評価を行う。
- (2) 企画提案書の評価は、企画提案評価基準(別添)に基づき、評価会議が審査し、参加申込者の企画提案書の内容について評価を行い、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者として選定する。なお、プロポーザル参加に係る諸費用はすべて、参加申込者の負担とする。
- (3) プレゼンテーションの実施日時及び場所

予定日：令和3年1月上旬を予定している。

場 所：未定

12 選定結果の通知

選定結果については、各参加申込者に対して、優先交渉権者選定通知書（様式25）又は優先交渉権者非選定通知書（様式26）により通知する。

なお、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日を除く。）以内に、書面により長野県諏訪湖流域下水道事務所長に対して選定されなかった理由についての説明を求めることができる。

13 優先交渉権者選定後の手続

(1) 県は、優先交渉権者と企画提案内容を基に交渉を行い、協議が整った場合、本事業の実施に係る基本協定を締結する。

(2) 基本協定締結後、事業者は事業計画認定の申請、接続契約の申込みを行い、これが確定した後に、県と消化ガス供給契約及び事業用定期借地権設定契約を締結する。

(3) 契約保証金

ア 事業者は、消化ガス供給契約の締結時に契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付しなければならない。ただし、長野県財務規則第143条の各号の一に該当すると認める場合は、契約保証金の納付を免除する。なお、事業者が契約を履行しないときは、納付させないこととした金額に相当する金額を違約金として納付しなければならない。

イ 契約保証金の額は、消化ガス供給料金（1年間に相当する額）の10分の1に相当する金額以上とする。

14 順位の繰り上げ

県は、優先交渉権者に本事業を履行できない事由が生じた場合は、プロポーザルにおいて次順位以下となった参加事業者のうち、総合点が上位であったものから順に当該事業の交渉を行うものとする。